

和室使用に関する内規

制定 昭和46年 9月20日

改正 平成 7年 1月27日

平成13年 1月26日

平成18年10月25日

平成20年10月22日

平成21年10月28日

(目的)

第1条 この内規は、本学学生が和室を時間外に使用する場合の必要事項を定めることを目的とする。

(使用の許可)

第2条 時間外に和室を使用しようとする者は、前日までに和室利用届（学生規程様式第12号）を学長に提出しなければならない。

2 学外関係者は、本学のクラブ顧問、クラス担任等、利用する学生団体の関係教員の承認があれば、和室利用届に氏名・所属を記載した上で、本学学生と共に和室を利用できる。

3 和室に宿泊できる者は、本学学生とする。ただし、学長が必要と認める場合は、学外関係者の宿泊を許可する。

4 宿泊を許可されていない者は、午後9時までに学外へ退出しなければならない。

5 宿泊を許可された者は、午後9時から明朝までの間、学外へ出てはならない。また、午後9時までに学内へ入らなければならない。

(使用料金)

第3条 和室の使用は無料とする。

(内外の規律)

第4条 和室の使用は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 布団・枕を使用する場合には、必ずシーツを使用すること。

(2) 使用後は必ず整理整頓及び清掃を行うこと。なお、火災防止には細心の注意を払うこと。

(3) 室内及び附属備品を破損しないよう丁寧に扱うこと。

(4) 炊事場、浴室等を使用する場合は、特に火元に注意し、使用後は、器具の点検等を行い、浴槽は必ず清掃すること。

(5) 退室の際には、照明および空調の電源、窓の戸締まりを確認し、事務局又は守衛室に報告し、和室利用チェックリスト（様式第1号）を提出すること。

(使用の不許可)

第5条 この内規に違反したときは、直ちにその使用を禁止し、又はその後の使用を許可しな

いことがある。

(学生以外の者の使用)

第6条 学生以外の者の使用について、施設使用規程を適用する。

附 則

この内規は、平成7年1月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年1月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年10月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年10月28日から施行する。

(様式第1号)

和室を利用する皆さんへ

この和室は多く学生が利用します。皆さんがいつも気持ちよく利用できるようなルールを守り利用してください。また、ルールに書かれていないことでも、常識の範囲内で他人に迷惑がかからないように利用してください。

和室利用チェックリスト

	チェック項目	チェック欄
利用前	和室の利用を希望するグループは、和室利用届を前日までに事務局へ提出すること。	
	布団を利用する場合は、必ず和室に置いてあるリネン類(シーツ・布団・枕カバー)を使用し、所定の場所に返却すること。	
	天気が良ければ、宿泊前又は宿泊後に布団を干すこと。 (干さないとダニなどが発生しますので、御協力ください。)	
利用中	火気を利用の場合は、十分に注意すること。また、就寝前に必ず火の元を確認すること。	
	部屋の温度が上昇した場合には、換気扇を使用するなど、通風に心がけること。	
	学外者は、午後9時以降は学内から出ること。	
	午後9時以降は室内に入り、静かにすること。	
利用後	合宿中又は一時外出しての飲酒は禁止です。	
	室内を掃除機等で清掃し、整理整頓をすること。	
	ごみは分別し、西駐車場のゴミ置き場へ搬出すること。 (燃えるゴミ、ビン、カン、ペットボトルに分別すること。)	
	使用したガスボンベは持ち帰ること。(ガスボンベは穴を空けないとゴミには出せません。家に持ち帰り、適正に処理してください。)	
	ガラス戸の戸締り及び下記のスイッチOFFを確認すること。 ① キッチンの電気コンロのスイッチ ② 冷暖房のスイッチ ③ 給湯器の電源スイッチ ④ 照明のスイッチ	
※ 何か気づいた点があれば、記載してください。		

○ 利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

○ 利用団体

○ 代表者名

※ 利用後、速やかにこのチェックリストを事務局まで提出してください。